インターネットでの情報提供資料
令和７年６月２日

所　属	大垣市総務部課税課
担　当	課長：鈴木 （市民税）主幹：高井、担当：加藤
連絡先	８１－４１１１（内線）２３４４

令和７年度市・県民税の納税通知書の発送について

○　市・県民税は、毎年１月１日現在で、大垣市内に住所がある人や、市内に住所はないが、事務所・事業所・家屋敷のある人に対して課される市税です。

　また、本市の一般会計歳入予算（令和７年度当初予算：703 億円）の４０．６％を占める市税（令和７年度当初予算：286 億円）のうち、個人市民税は３３．７％に当たり、市の大変重要な財源となっています。

○　このたび、地方税法第２４条、第４１条及び第２９４条並びに大垣市税条例第１６条の規定に基づき、令和７年度市・県民税（普通徴収分）を賦課し、令和７年６月６日に納税通知書を発送いたします。

　また、地方税法第４１条、第３２１条の７の２、第３２１条の７の４、第３２１条の７の５及び第３２１条の７の８並びに大垣市税条例第３２条の６、第３２条の７及び第３２条の９の規定に基づき、令和７年度市・県民税（公的年金からの特別徴収分）を賦課し、同日に納税通知書を発送します。

○　普通徴収の納期限は、第１期が令和７年６月３０日、第２期が９月１日、第３期が１０月３１日、第４期が令和８年２月２日です。また、公的年金からの特別徴収は、年６回の特別徴収対象年金の支給の際に徴収されます。

　なお、給与からの特別徴収の方については、６月から給与の支払いの際に徴収されますが、５月１５日に特別徴収義務者（給与支払者）に特別徴収の決定通知書を発送しています。

１．令和７年度　市・県民税

（１）当初納税義務者数

84,619 人（前年度比 0.17%増）

（２） 当初課税額

16,796,192,377 円（前年度比 11.97%増）

① 市民税

令和７年度（当初）	令和６年度（当初）	前年度比増減
10,079,561,757 円	8,995,936,300 円	1,083,625,457 円 （12.04%）
内　訳	内　訳	内　訳
・普通徴収（　15,991 人） 2,076,142,530 円	・普通徴収（　15,863 人） 1,931,517,400 円	・普通徴収（　128 人） 144,625,130 円 （7.48%）
・年金特徴（　13,523 人） 404,650,027 円	・年金特徴（　13,253 人） 326,568,000 円	・年金特徴（　270 人） 78,082,027 円 （23.90%）
・特別徴収（　64,579 人） 7,598,769,200 円	・特別徴収（　63,664 人） 6,737,850,900 円	・特別徴収（　915 人） 860,918,300 円 （12.77%）

② 県民税

令和７度（当初）	令和６度（当初）	前年度比増減
6,716,630,620 円	6,004,386,500 円	712,244,120 円 （11.86%）
内　訳	内　訳	内　訳
・普通徴収（　15,991 人） 1,383,035,220 円	・普通徴収（　15,863 人） 1,286,678,800 円	・普通徴収（　128 人） 96,356,420 円 （7.48%）
・年金特徴（　13,523 人） 269,596,200 円	・年金特徴（　13,253 人） 218,086,200 円	・年金特徴（　270 人） 51,510,000 円 （23.61%）
・特別徴収（　64,579 人） 5,063,999,200 円	・特別徴収（　63,664 人） 4,499,621,500 円	・特別徴収（　915 人） 564,377,700 円 （12.54%）

③ 合計

令和７度（当初）	令和６度（当初）	前年度比増減
16,796,192,377 円	15,000,322,800 円	1,795,869,577 円 （11.97%）
内　訳	内　訳	内　訳
・普通徴収（　15,991 人） 3,459,177,750 円	・普通徴収（　15,863 人） 3,218,196,200 円	・普通徴収（　128 人） 240,981,550 円 （7.48%）
・年金特徴（　13,523 人） 674,246,227 円	・年金特徴（　13,253 人） 544,654,200 円	・年金特徴（　270 人） 129,592,027 円 （23.79%）
・特別徴収（　64,579 人） 12,662,768,400 円	・特別徴収（　63,664 人） 11,237,472,400 円	・特別徴収（　915 人） 1,425,296,000 円 （12.68%）

（３） 納期（普通徴収）及び徴収月（年金特徴・給与特徴）

① 普通徴収（納期）

第１期	令和　７年　６月１日～令和　７年　６月３０日
第２期	令和　７年　８月１日～令和　７年　９月　１日
第３期	令和　７年１０月１日～令和　７年１０月３１日
第４期	令和　８年　１月１日～令和　８年　２月　２日

② 年金特徴（徴収月）

令和６年度に続いて年金特徴を継続の方

特別徴収（年金支給月）					
仮徴収			本徴収		
令和７年					８年
４月	６月	８月	１０月	１２月	２月

令和７年度に年金特徴を開始する方

普通徴収		特別徴収（年金支給月）		
令和７年				８年
第１期(6 月)	第２期(8 月)	１０月	１２月	２月

③ 給与特徴（徴収月）

令和７年６月から８年５月まで、毎月の給与支払の際に徴収します。

２．参考（市・県民税・森林環境税の概要）

（１）納税義務者

① 市内に住所を有する個人（所得割・均等割）

② 市内に住所はないが、事務所・事業所・家屋敷を有する個人（均等割）

（２）賦 課 期 日

毎年１月１日

（３）税　　率

① 所得割

〇総合課税分：市民税６％　県民税４％

〇分離課税分：市民税３％　県民税２％

② 均等割

〇市民税　３，０００円

〇県民税　２，０００円

（注）平成２４年～令和８年度の県民税については、「清流の国ぎふ森林・環境税（1,000 円）」を加算する。

③ 森林環境税　１，０００円

国内に住所のある個人に対して課税される国税であり、市町村において、個人住民税均等割と併せて１人年額 1,000 円が徴収されます。

（４）市・県民税が非課税の人

① 生活保護法によって生活扶助を受けている人

② 障がい者・未成年者・ひとり親又は寡婦で、前年の合計所得金額が１３５万円以下の人

③ 均等割がかからない人

前年の合計所得金額が「３２万円×（本人＋同一生計配偶者及び扶養親族の人数）＋２８．９万円」以下の人。ただし、同一生計配偶者及び扶養親族のない場合は４２万円以下の人。

④ 所得割がかからない人

前年の総所得金額等が「３５万円×（本人＋同一生計配偶者及び扶養親族の人数）＋４２万円」以下の人。ただし、同一生計配偶者及び扶養親族のない場合は４５万円以下の人。

（５）森林環境税が非課税の人

① 生活保護法によって生活扶助を受けている人

② 障がい者・未成年者・ひとり親又は寡婦で、前年の合計所得金額が１３５万円以下の人

③ 前年の合計所得金額が「３１．５万円×（本人＋同一生計配偶者及び扶養親族の人数）＋２８．９万円」以下の人。ただし、同一生計配偶者及び扶養親族のない場合は４１．５万円以下の人。

（６）定額減税

所得税及び令和６年度の市民税・県民税において定額減税が実施されましたが、令和７年度市民税・県民税の定額減税の対象となる方はつぎのとおりです。

○　定額減税の対象となる方

同一生計配偶者のうち、前年の合計所得金額が１，０００万円以上１，８０５万円以下である納税義務者が配偶者を有する場合、同一生計配偶者のうち、控除対象配偶者を除いた配偶者については、令和６年度の個人市・県民税の定額減税における扶養親族等の算定の対象になりませんでしたが、令和７年度の市・県民税において、当該配偶者を有する場合には、定額減税の対象となります。

○　減税額

所得割から１万円が減税されます。